相続税の申告期限と、税理士に頼む目安の日

知った日から期限を数え、頼む目安の日を書き込みます。日付の自動計算はエクセルかページの道具で。

知った日 ＿＿＿＿＿＿ → **10か月後の同じ日付** ＿＿＿＿＿＿ → **期限**（休みなら明けた日）＿＿＿＿＿＿
出す先：亡くなった人の、亡くなったときの住所地の税務署 ＿＿＿＿＿＿＿＿

数え方

- **知った日の翌日から数える**：亡くなったことを知った日は数えず、翌日を1日目にします。ふつうは亡くなった日が知った日です。
- **10か月後の同じ日付**：知った日と同じ日付の、10か月後の日が期限です（1月6日なら11月6日）。
- **月末に知ったとき**：10か月後の月に同じ日がないときや、月末に知ったときは、その月の末日です（1月31日なら11月30日）。
- **休みの日に当たるとき**：10か月後の日が土曜日・日曜日・祝日などに当たるときは、その翌日。休みが続けば、休みの明けた日です（土曜日なら月曜日）。

年末年始の12月29日〜1月3日も、期限を繰り下げる休みの日として数えます（国税通則法第10条第2項・同施行令第2条第2項）。期限は、それぞれの人が「亡くなったことを知った日」から数えます。知った日が人によって違えば、期限もその人ごとに違います。

亡くなった日と申告期限の例

亡くなった日	申告期限
1月6日	**その年の11月6日** 国税庁 No.4205 の例
令和8年6月9日（火）	**令和9年4月9日（金）** 国税庁の手引の例
令和8年6月10日（水）	**令和9年4月12日（月）** 10か月目の4月10日が土曜日のため、休みの明けた月曜日（国税庁の手引の例）
令和8年1月31日（土）	**令和8年11月30日（月）** 月末に亡くなったときは、10か月後の月の末日（つぎの手ナビが同じ数え方で計算）
令和8年4月30日（木）	**令和9年3月1日（月）** 10か月後の2月28日が日曜日のため、休みの明けた月曜日（つぎの手ナビが同じ数え方で計算）

税理士に頼む目安の日

目安	日付を書く	中身
早めに頼む目安 知った日の4か月後	＿＿＿＿＿＿	準確定申告の期限のころ。準確定申告が要るかも一緒に相談でき、遺産の評価と分け方に半年ほど残せます。

遅くとも頼みたい日 知った日の7か月後	———	期限の3か月前。ここからは遺産の評価・分け方の話し合い・申告書づくりを並べて進めることになります。土地が多いと、評価に時間がかかることがあります。
期限の1か月前 知った日の9か月後	———	受けてもらえるか、すぐに問い合わせます。分け方がまとまらないときは、法定相続分で分けたものとして期限内に申告して納めます（国税庁 No.4202）。

頼む目安の日は、つぎの手ナビが期限から逆算した目安で、国税庁の決まりではありません（休みの日でも後ろへはずらしていません）。

間に合わないとき

- **分け方が決まらない**：法定相続分で分けたものとして期限内に申告して納めます。あとで小規模宅地等の特例などを使うには「申告期限後3年以内の分割見込書」を出しておきます。
- **期限を過ぎてしまった**：できるだけ早く申告して納めます。延滞税と無申告加算税がかかりますが、税務署の調査の通知の前に自分から申告すれば、無申告加算税は5%です。

出典：国税庁 タックスアンサー No.4205「相続税の申告と納税」（令和8年4月1日現在法令等）／国税庁「相続税の申告のしかた（令和8年分用）」申告期限と提出先（参考の表：令和8年6月9日→令和9年4月9日、6月10日→4月12日）／国税通則法 第10条（期間の計算及び期限の特例）・国税通則法施行令 第2条第2項（e-Gov 法令検索）／内閣府「国民の祝日について」（令和8年・令和9年の国民の祝日）／国税庁 タックスアンサー No.2022「納税者が死亡したときの確定申告（準確定申告）」（令和8年4月1日現在法令等）／裁判所「相続の放棄の申述」／国税庁 タックスアンサー No.4202「相続税の申告のために必要な準備」（令和8年4月1日現在法令等）／国税庁 タックスアンサー No.9205「延滞税について」（令和8年4月1日現在法令等）／国税庁 タックスアンサー No.2024「確定申告を忘れたとき」（加算税の割合。令和8年4月1日現在法令等）（2026/11/23 確認）